

～お知らせ～

相談日のお知らせ（令和7年4月～6月）

日程	相談名	時間	会場
4月16日（水）	よろず行政相談	9:30～11:30	川根本町文化会館
6月18日（水）			山村開発センター

※担当相談員が皆さまの相談に応じ、秘密厳守のもと問題解決に努めます。

※いずれの相談も無料です。

車両寄贈のご報告

このたび、株式会社電翔（最高責任者・取締役会長：河村正男）様より、車両2台を寄贈いただきました。

株式会社電翔様は会社創立40周年を記念し、河村様の故郷である川根本町の福祉に貢献したいとのご意向により、山間地域での活動に必要な車両の老朽化の改善に向けてご支援いただくこととなり、寄贈に至りました。

寄贈いただいた車両は、居宅介護支援事業と就労継続事業に使用させていただきます。

貴重な車両を寄贈いただき、誠にありがとうございます。



フードバンク事業

（1月4日～1月31日）

「もったいない」から「ありがとう」へ
上記期間において、冬季フードドライブ
（食料寄付運動）を行いました。

皆様から寄せられた食品は「NPO法人フ
ードバンクふじのくに」に寄付され、支援
を必要とされる方へ提供されます。
ご協力ありがとうございました。



善意銀行事業



（11月1日～2月28日）



心あたたまのお気持ちを
ありがとうございました。

【寄付金の部】

おじさんキッチン・ケアラズカフェ 様
中川根語り部の会「話楽座」 様

【寄付物品の部】

山下真男 様
匿名希望 様 1名

第68号

かわねほんちょう社協だより

2025年
3月27日発行



川根本町共同募金委員会



令和6年度共同募金運動報告

赤い羽根募金・歳末たすけあい募金へのご協力に心よりお礼申し上げます。
10月1日から12月31日まで実施した「共同募金運動」には、町民の皆様、法人や商店、各種団体、学校、ボランティア団体をはじめ、多くの皆様にご協力をいただき、募金運動を推進することができました。ありがとうございました。

赤い羽根募金

【運動期間】10月1日～12月31日

1,119,985円

赤い羽根募金は、静岡県共同募金会へ送付し、令和7年度に川根本町で実施される地域福祉活動事業や静岡県内の社会福祉施設の機器整備などのために活用されます。



内 容

- P1 市民後見人ってなんだろう？
- P2 市民後見人養成講座について
- P3 お知らせ

歳末たすけあい募金

【運動期間】12月1日～12月31日

929,432円

歳末たすけあい募金は、静岡県共同募金会へ送付し、令和6年度に川根本町社協へ助成され、民生委員・児童委員の皆様のご協力のもと、町内在住の生活が困窮状態にある世帯世帯など161世帯に支援金・支援品とし贈呈しました。



社会福祉法人川根本町社会福祉協議会

〒428-0415 川根本町上岸90番地（川根本町福祉センター）

電話 0547-59-2315 / FAX 0547-59-4139

公式SNSで情報発信中！



ホームページ



facebook

誰もが、安心して、自分らしく生きるために 困った人の支えになる「市民後見人」



自分や家族が認知症や障がい等が原因で物事を判断することが難しい(難しくなった)としたら・・・きっと財産管理や契約行為は一苦勞になります。例えば、不利益な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあう危険性も潜んでいます。このように自己判断能力が不十分な人たちを保護し、支援するのが「**成年後見制度**」です。高齢化社会のいま、利用者の増加が見込まれる成年後見制度や、この制度を支える**市民後見人**について紹介します。

成年後見人とは

成年後見制度に基づき、本人の状態や考えを尊重し、金銭や不動産などの「財産管理」と施設入所の契約や福祉サービスを受けるための手続きといった「身上保護」を行う人のことです。本人の判断能力や生活状況によって支援内容は変わり、成年後見人だからといって本人や家族に代わり、何でもできるというわけではありません。

成年後見人等は家庭裁判所から選任されているため、事務が適切に行われているかの報告義務があります。家庭裁判所や成年後見監督人等の監督を受けるので、安心して利用できる制度となっています。

成年後見人ができること

- 印鑑・預金通帳の管理
- 年金の受け取り
- 施設入所の手続きや支払い
- 定期訪問で生活状況を確認など

成年後見人等ができないこと

- 手術などの医療行為への同意
- 毎日の買い物や食事の世話
- 賃貸借契約の保証人
- 遺言作成、婚姻・離婚の手続きなど

成年後見人にはどんな人になるの？

親族後見人

本人の配偶者、子、孫などの親族

専門職後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職

市民後見人

専門機関による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした権利擁護の担い手

法人

社会福祉法人や社団法人、NPO法人など

成年後見人等申立ての流れ

おおむね4ヶ月以内



申立て

本人・4親等内親族などが行う

審理

一人ひとり時間が異なる

家庭裁判所

法定後見開始の審判・成年後見人等の選任

審判の確定

法定後見開始

第9期3市1町市民後見人養成講座

高齢化社会の進行に伴い、支援する側は人材不足となっています。

そこで注目されているのが市民後見人です。この市民後見人は、担い手不足の解消だけでなく、被後見人と同じ目線で、きめ細やかな支援ができると期待されています。焼津市・藤枝市・島田市・川根本町では、成年後見制度における新たな担い手である市民後見人を育成することを目的に養成講座を実施しています。

養成講座受講～市民後見人活動の流れ

受講要件（基礎講座）

- ・養成講座入門講座を受講していること
- ・成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意があること
- ・焼津市、藤枝市、島田市、川根本町の住民であること

受講要件（実務講座）

- ・養成講座基礎講座に出席していること
- ・成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意があること
- ・おおむね30歳から70歳の人で心身ともに健康であること
- ・焼津市、藤枝市、島田市、川根本町の住民であること
- ・原則として、実務講座として指定した全ての講座の受講が可能で活動できること
- ・親族後見人等になることのみが受講目的でないこと
- ・報酬を得ることを目的としないこと

市民後見人養成講座「入門講座」

【内容】

- ・成年後見制度の概要
- ・市民後見人の活動について
- ・市民後見人養成講座について

【対象者】

- ・住所地が焼津市・藤枝市・島田市・川根本町にあり、成年後見制度及び高齢者・障がい者に対する福祉活動に対する理解熱意がある方

1回目 令和7年6月27日（金）

島田市社会福祉協議会

2回目 令和7年6月28日（土）

焼津市総合福祉会館

詳細については、
改めてお知らせ
いたします！

入門講座（1日間・動画）



基礎講座（2日間・動画）



選考面接

実務講座（2日間・施設実習・動画）



実務経験（一定期間）



最終選考

実務経験（一定期間）



市民後見人候補者として名簿登録



行政に推薦依頼・調整
家庭裁判所より選任

市民後見人活動を開始